

杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下「区」という。）では、区外から来街者を誘引し、地域活性化を図るために、「中央線あるあるプロジェクト」を中心とした観光施策を展開しています。

今後、政府の訪日旅行促進事業（ビジットジャパン事業）による訪日外国人旅行者の増加や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等を見据え、区外からの来街者、特に、東京都を訪れる訪日外国人旅行者を区に誘引し、区の「にぎわい・商機」へ繋げるため、多様な媒体による観光情報の発信を行います。

そこで、この観光情報の発信に関し、企画立案力・情報伝達力等に優れた事業者を選定するため、本プロポーザルを行います。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区観光情報発信業務

(2) 業務内容

多様な媒体により、区の観光資源を魅力的に紹介する情報発信を行う。

【事業例】

- (ア) 訪日外国人を対象とした情報誌への掲載
- (イ) 動画の作成及び効果的な拡散
- (ウ) WEBサイト、SNS等を活用した情報発信
- (エ) その他、効果的な情報発信に関する提案

(3) 履行期間

契約締結日翌日～平成29年3月31日

(4) 事業規模（上限額）

(ア) 5,000,000円（消費税込）

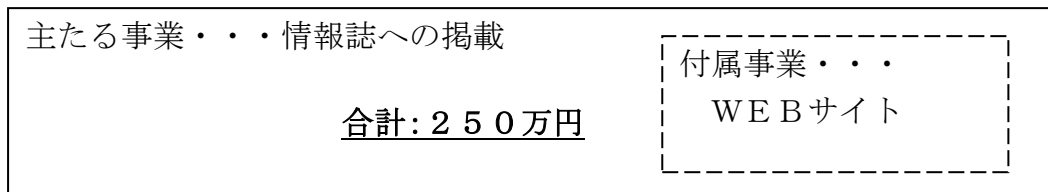
※ただし、本要領に基づく1連の業務（以下「業務」という。）ごとの規模は、2,500,000円（消費税込）を上限とします。

(イ) 2事業者程度を選定する。

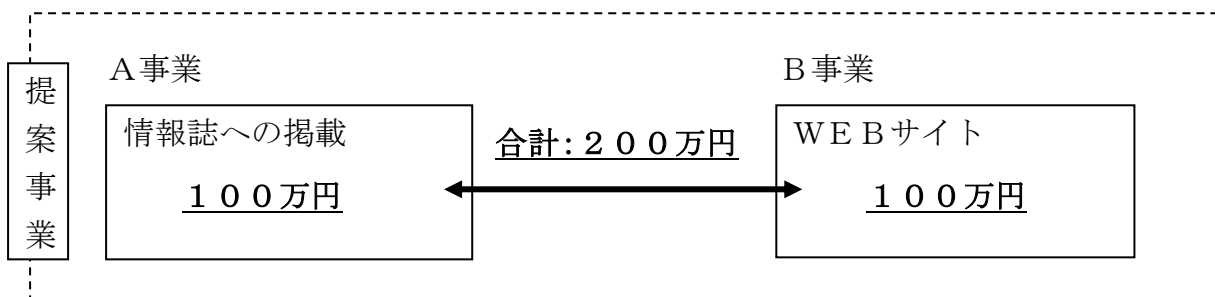
(ウ) 1事業者、1事業の提案とします。

ただし、主たる媒体と連動して同内容を従たる他媒体に掲載する場合は、まとめて1事業として取り扱います。

【例1】情報誌への掲載と併せて、同内容をWEBサイトやSNS等に配信する場合。⇒1事業として可。

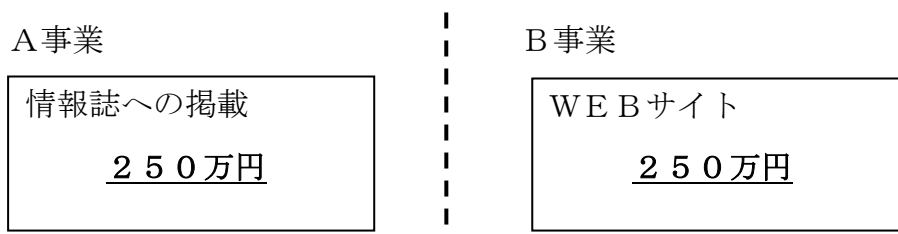


【例2】情報誌へ掲載する事業とは別に、WEBサイトやSNS等に配信する事業を一体として提案する場合。⇒1事業として可。



※事業規模の範囲内で、別々の事業を一体として提案する場合は、可とします。

【例3】情報誌へ掲載する事業とは別に、WEBサイトやSNS等に配信する事業を提案する場合。⇒1事業として不可。



※提案の中で、事業の選択を求めるものは不可とします。

(エ) 業務とは、企画、編集、実施までを指します。

【例①】動画作成の場合、動画作成だけでなく、作成した動画のインターネット上への配信までの一連の作業を指します。

【例②】情報誌への掲載に併せて、同内容の抜き刷りの提案をする場合は、抜き刷りについては、本プロポーザルにおける情報発信に該当しないため、本プロポーザルの対象外とします。

(オ) 業務の実施については、平成29年3月31日までに完了するものとします。

【例①】情報誌については、平成29年3月発行分までの掲載をもって完了とします。

【例②】WEBサイト、SNS等への配信については、平成29年3月31日までの期間内に、インターネット上に配信することをもって完了とします。

(カ) 制作した1つの内容を、複数のWEBサイトやSNS、動画配信サイト等に配信する場合は、それらをまとめて1業務として扱います。

3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 法人の場合は法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	平成28年3月25日（金）から区ホームページにて公開します。
質問受付期間	平成28年3月29日（火）正午まで（必着）
質問回答	平成28年4月4日（月）以降に区ホームページにて公開します。
企画提案書等の提出期限	平成28年4月13日（水）午後3時まで（必着）
第一次審査結果通知（書類審査）	平成28年4月18日（月）頃
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	平成28年4月25日（月）午後（予定） 場所：杉並区産業振興センター会議室 ※日時は別途連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を行い、提案内容を評価します。 ※審査会場にはプロジェクターを用意します。

受託者候補者選定結果の通知

受託者候補者選定の結果は、平成 28 年 5 月上旬までに通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

「質問書」(様式 1) に質問内容を記載のうえ、FAX 又は E-mail (PDF ファイルにして添付) により提出してください。なお、件名は「観光プロポーザル問合せ(事業者名)」としてください。

(2) 質問の受付先

「10 担当課」に同じ。

(3) 質問の受付期間

平成 28 年 3 月 29 日(火) 正午まで(必着)

(4) 質問の回答方法

平成 28 年 4 月 4 日(月) 以降に、杉並区公式ホームページ上で回答します。
(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり。

(2) 提出部数

正本 1 部と副本 7 部をそれぞれ製本(A4 縦長ファイル等で綴じる)し、提出してください。

(3) 提出方法

担当課へ持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出してください。

※郵送の場合は、表面に「杉並区観光情報発信業務応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 担当課」に同じ。

(5) 提出期限

平成 28 年 4 月 13 日(水) 午後 3 時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

(ア)「企画提案書」の様式は、任意で結構ですが、【様式 2-2】に示す項目は必ずご記入ください。また、必要に応じて図等を添付し、できるだけ具体的な案を記載してください。

なお、「企画提案書」については、概ね 20 ページ(パワーポイントの場合、20 スライド)以内としてください。

(イ) 別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4 サイズ縦長カラーを基本とします。(ただし、A3 サイズ等の場合は、Z 折りにし、A4 サイズ縦長の形式で提出願います。)

なお、別紙「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じてください。

(ウ) ① 正本については、参加事業者が特定できるように、作成をお願いします。

② 副本については、審査の関係上、参加事業者が特定できないように、名称、ロゴマーク等は使用しないでください。 正本を複写し副本として活用する場合は、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、参加事業者が特定できないよう配慮をお願いします。

※漏れが多いため、特にご注意をお願いします。

③ 活用する媒体の名称やロゴマーク等については、この限りではありません。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区観光情報発信業務受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2 業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる複数の参加事業者（最上位の得点者から順に）を受託者候補者として選定します。

ただし、区で設定する事業規模の上限額を超えるものについては、審査対象とはなりません。

(1) 評価基準

(ア) 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	・経営状況は良好であるか
業務遂行力	・業務の遂行体制は妥当であるか
業務実績	・過去に類似の事業を実施したことがあるか

(イ) 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務の理解度	・事業に関する現状と課題を把握しているか ・訪日外国人旅行者の特徴を理解した上での提案となっているか ・区の特徴を理解した上での提案内容となっているか
業務に対する取組み姿勢	・業務に対する取組み姿勢が適切で意欲があるか

提案内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の方法、内容が効果的なものとなっているか ・実施手順とその方法は妥当であるか ・具体的で実効性の高い提案となっているか ・独創的で特色のある提案が盛り込まれているか ・効果検証の方法が分かる内容となっているか
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書はわかりやすいか等
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コストは妥当なものか
事業者プレゼンテーション 及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に説得力があるか ・論理的であるか ・質問の受け答えが的確であるか (企画提案内容に対する評価も含む)

(2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

(ア) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考（4事業者程度）します。

(イ) 第一次審査の結果は、平成28年4月18日（月）頃に、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。

(ウ) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途通知します。

また、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象としません。

(3) 受託者候補者選定結果通知

平成28年5月上旬までに、第二次審査参加事業者すべてに対して通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

なお、失格した場合、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合には、業務の全部を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を必要とします。
- (8) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合には、速やかに、「10 担当課」の担当者に連絡をしてください。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。

10 担当課

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 インテグラルタワー2階

杉並区産業振興センター観光係

担当者 春日・近藤

受付時間 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日除く）

電話 03-5347-9184（直通）

F A X 03-3392-7052

E-Mail KASUGA-RYUHEI@city.suginami.lg.jp

KONDO-TAKANARI@city.suginami.lg.jp

質問書

平成 年 月 日

杉並区産業振興センター所長 宛

所在地
名称
代表者名
担当者名
所属・役職
電話番号
FAX 番号
E-mail

杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、平成 28 年 3 月 29 日（火）正午までに、FAX 又は電子メールで提出してください。

※ 件名は「観光プロポーザル問合せ（事業者名）」とし、送信後、担当まで送信の確認電話をお願いします。

事務局：杉並区産業振興センター観光係
担 当：春日・近藤
所在地：杉並区上荻 1-2-1 インテグラルタワー2 階
電 話：03-5347-9184
F A X：03-3392-7052
E-mail：KASUGA-RYUHEI@city.suginami.lg.jp
KONDO-TAKANARI@city.suginami.lg.jp

企画提案書

平成 年 月 日

杉並区産業振興センター所長 宛

杉並区が平成28年3月25日に公募した杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザルに参加しますので、企画提案書及び下記添付書類を提出します。

なお、受託者候補者に選定された場合は、観光情報発信業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所在地

名称

代表者名

印

記

1 本件業務の担当者及び連絡先

担当者氏名：

所属・役職：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

2 添付書類及び提出部数

別紙「提出書類一覧」のとおり

企画提案書

※企画提案書の様式は任意で結構ですが、下記の項目は必ず記入してください。

杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザル企画提案書
(1) 観光情報発信業務について
ア 訪日外国人旅行者の現状及びインバウンドに関する一般的事項
イ 区の特徴の把握、区観光資源の活用方法、誘引対策のあり方
ウ 具体的な情報発信の方法、内容及び情報を伝達するターゲットのイメージ（地域、世代等）
エ 想定する情報の周知範囲（地域・対象者数・規模・広がり等）
オ 効果検証の方法に関する提案
(2) 執行体制及び過去の実績等
ア 本業務を執行するにあたっての執行体制、官公庁や民間企業等での類似業務の実績等
イ 事業実施のスケジュール（概要）

提出書類一覧

正本1部 副本7部 提出

No	提出書類	提出欄 提出したものに「○」	区確認欄
1	(事業者概要) 事業概要、会社案内等		
2	(経営状況) 平成26年度分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、販売費一般管理費明細表、株主資本等変動計算書)		
3	(業務遂行能力) 責任者の業務歴・資格、業務従事者の人員・資格等		
4	(業務実績) 官公庁や民間企業等での同種・類似業務の実績及びその事業の成果に関する一覧(発注者名、業務内容、金額、契約期間、事業の成果等) ※過去3年程度の中で、報告すべきと判断する内容で、代表的な事項で結構です。		
5	下記の税目についての納税証明書 法人の場合、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税 個人の場合、所得税、消費税及び地方消費税 ※いずれも応募日以前3か月以内に発行されたもの		
6	(企画提案内容) 企画提案書【様式2-1】【様式2-2】 ※【様式2-2】については、任意の様式で結構ですが、【様式2-2】に掲げる項目は必ずご記入願います。		
7	(費用対効果) 見積書(積算内訳を含む)		

【注意事項】

- ① 提出部数は、上記1～7について、正本1部と副本7部をそれぞれ製本（A4縦長ファイルに綴じる）し、提出してください。
- ② ・正本については、参加事業者が特定できるように、作成をお願いします。
・副本については、審査の関係上、参加事業者が特定できないように、名称、ロゴマーク等は使用しないでください。正本を複写し副本として活用する場合は、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、参加事業者が特定できないよう配慮をお願いします。
・活用する媒体の名称やロゴマーク等については、この限りではありません。
- ③ 提出書類は、A4サイズ縦長カラーを基本とします。
- ④ 見積書は任意様式とします。宛名は「杉並区産業振興センター所長」宛にしてください。
- ⑤ 5の納税証明書について
杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出不要となる場合があります。

確認する書類（発行後3か月以内）	法人	個人	発行機関
法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書	必要	---	都道府県
「法人税」又は「申告所得税」納税証明書その1	必要 「法人税」	必要 「申告所得税」	税務署
消費税及び地方消費税納税証明書その1	必要	必要	税務署

- ※ 上記の納税証明書は平成26年度にかかるものです。
- ※ 上記の納税証明書は正本を提出してください。
- ※ 法人事業税は参加を希望する営業所が所在する都道府県で発行されたものです。
- ※ 「法人税」又は「申告所得税」納税証明書その1及び消費税及び地方消費税納税証明書その1については、「その3の3」での代用は不可です。